



ホットな見守りニュース

「電気料金が安くなります」の勧誘にご注意！の巻



見守りポイント

◎電話や訪問してきた業者に「電気料金が安くなる」と言われて手続きをした結果、別の電力会社との契約になってしまったというトラブルが増えています。

◎反対に電気料金が高くなったという苦情もあります。

対処方法

- ◆大手電力会社を装って勧誘してくることがあります。契約先はよく確認しましょう。
- ◆電気料金が安くなると言われても、それをうのみにせず契約内容をよく確認し、現在の料金と比較しましょう。
- ◆電話勧誘販売や訪問販売で契約した場合は書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフができます。

※ただし事業者が契約した場合は、クーリング・オフはできません。個人事業主を狙った業者もありますので注意が必要です。

和歌山県消費生活センター

〒640-8319

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

073-433-1551

和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027

田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内

0739-24-0999

※消費者ホットライン☎188でもお近くの相談窓口につながります。